

# 戸沢村蔵岡地区集団移転促進事業計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、「戸沢村蔵岡地区集団移転促進事業計画策定支援業務」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託業務

### (1) 業務名

戸沢村蔵岡地区集団移転促進事業計画策定支援業務

### (2) 業務内容

別添「戸沢村蔵岡地区集団移転促進事業計画策定支援業務委託仕様書（以下仕様書という。）」のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### (4) 提案上限額

109,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加に関する事項

### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 戸沢村競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。
- ③ 戸沢村暴力団排除条例の規定により、次のいずれにも該当しない者
  - ア 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者を言う。以下同じ。）が、暴力団員（戸沢村暴力団排除条例（平成23年12月12日条例第8号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であること。
  - イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質関与していること。
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - カ 個人である場合は指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに

関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。)と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)であること。

- ④ 法人税(個人の場合は所得税)及び消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 破産法に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥ 山形県内に本社(主たる事業所)または事業所を有し、密に連携して業務を行える体制構築がなされていること。
- ⑦ 国又は地方公共団体から受託した、今回の業務と同種・同等またはそれ以上の業務実績を有すること。
- ⑧ 業務を遂行するにあたり、必要な資格を有するなど、法令等に違反しないこと。

## (2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないなど、企画提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案者が複数の提案を行ったとき。
- ⑥ 見積金額が「2(4) 提案上限額」を上回るとき。

## 4 提出書類及び提出方法等

### (1) 提出書類及び提出部数

番号	提出書類	様式、留意点等	提出部数
①	参加申込書	○様式第1号	1部
②	営業所一覧表	○様式第2号	1部
③	納税証明書	○法人の場合：法人税・消費税等・地方消費税(写) ○個人の場合：所得税・消費税等・地方消費税(写) ・発行後3カ月以内のもの ・戸沢村競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は提出不要	1部
④	事業者概要書	○任意様式 ・会社概要(所在地、設立年月日、資本金、社員数、関連会社、業務内容等)がわかるパンフレット等 ・(共同企業体の場合)協定書の写し* *以下の内容を含むこと	8部

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的、共同企業体の名称、構成員の名称及び所在地、代表者の名称、代表者の権限、出資を伴う場合の構成員の出資比率、構成員の責任、業務履行中における構成員の脱退に対する措置、業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置、解散後の瑕疵担保責任、その他必要な事項</li> </ul>	
⑤	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後3カ月以内のもの</li> </ul>	1部
⑥	業務実績調書	○様式第3号	1部
⑦	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○任意様式</li> <li>・「仕様書」及び「別紙1 企画提案書作成要領」を踏まえた企画の内容、業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）、業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載）、経費見積書（内訳含む）を記載すること。</li> </ul>	8部

## (2) 提出期限

- ① 上記4(1)の①～⑥までの書類：令和7年3月25日（火）午後5時
- ② 上記4(1)の⑦の書類：令和7年4月11日（金）午後5時

## (3) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

## (4) 提出方法

持参又は郵送による。

ア 持参する場合、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に提出先に持参すること。

イ 郵送の場合、配達証明付の書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

## 5 最優秀提案者の決定方法等

### (1) 企画審査会の開催

- ① 戸沢村が設置する企画審査会（以下「審査会」という。）において企画提案の内容を精査し、各審査委員の評価点の合算が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- ② 前号の審査は、別紙2「企画提案評価基準」に基づき、対面又はWeb形式（Zoom等）によるプレゼンテーションにより行う。審査会の日時や方法については、参加者に別途通知する。なお、提案者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。
- ③ 提案者が1者のみの場合でも、各審査委員の評価結果により提案の内容について事業目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最

優秀提案者として選定する。

- ④ 審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ⑤ 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う。
- ⑥ 審査の結果は、全提案者に対し書面により通知し、合わせて村HPに掲載する。
- ⑦ 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## (2) 評価基準等

別紙2「企画提案評価基準」のとおり

## 6 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

### (1) 質問方法

企画提案書等の作成に係る一切の質問等は「企画提案書作成に係る質問書（様式第4号）」により行うものとする。

質問書の提出は、電子メールにより行うこととし、件名を「戸沢村蔵岡地区集団移転促進事業計画策定支援業務への問い合わせ」として「10 担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

### (2) 質問の受付期間

令和7年4月4日（金）午後5時まで

### (3) 質問への回答方法

質問書への回答は、その都度速やかに質問をした事業者に電子メール等で回答するとともに、戸沢村HP上実施要領掲載ページに掲載するものとする。

ただし、各提案者の独自企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへ回答する。

## 7 企画提案提出後のスケジュール（予定）

- (1) 審査会の開催：令和7年4月中旬（日時・場所等は別途通知）
- (2) 審査結果通知：令和7年4月下旬
- (3) 契約締結：令和7年4月下旬

## 8 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が参加提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた提案者と契約の締結に向けた手続きを行う場合がある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととし、委託の内容は、当該契約書によるものとする。
- (4) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ村と協議の

うえ、村の承認を得たうえで変更することができるものとする。

## 9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。また、提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の使用承認等に係る必要な手続きは提案者が行うものとする。
- (2) 提案は1事業者につき1提案とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じ複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- (5) 募集及び契約について、国の補助金交付状況や、その他の状況を勘案し、村の都合により変更又は中止する場合がある。
- (6) 参加申込書や企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により「10 担当部局」に提出すること。
- (7) 最優秀者選定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容に拘束されるものではない。
- (8) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

## 10 担当部局

戸沢村危機管理課集団移転対策室

住 所：〒990-6401 山形県最上郡戸沢村大字古口 270

電 話：0233-32-0108

メール：shudaniten@vill.tozawa.yamagata.jp